

# 換地処分の研究

大阪高裁判事  
下出義明著  
改訂版 ¥1,500

## 否認権の対象

（新刊） 法学博士 宗田親彦著 ¥1,500

土地区画整理法を全般的に解説し、換地処分の実際における法律上の問題とされる諸点につき、公法上私法上、貫した理論による見解を明快に展開、産管財人が否認できるものは破産者の行為に限られるかという問題を論述。

## 建築基準法体系

増補三訂版 東京都人事委員会事務局長 島田信次他著 ¥2,000

## 行政訴訟実務総攬

改訂版 前東京高裁判事 浅賀 栄著 ¥2,000

## 判例刑事訴訟法

増補版 前岡地裁 斎藤厚郎編 中巻 ¥2,300  
下巻 ¥2,300

大審院・最高裁判例のはか高裁・地裁など下級審判例のリーディングケースと認められるものを引用し、判例を理論と体系にしたがって分類・集録し、判例をささえている理論のなごりを把握するとともに、それに関連する判例と学説の対立点を取りあげ、実務上の諸問題を解明。各巻 千二百頁

## 刑事訴訟 解説と手続

最高裁判所書記官 井伊直邦著 ¥1,300

## 民事訴訟 解説と手続

東京高裁判所書記官 山口軍司他著 ¥1,300

## 家事調停裁判 簡裁民事手続

判例解説 千四百頁 ¥1,100

## 非訟事件手続 強制執行販売

判例解説 千四百頁 ¥1,100

## 仮差押仮処分 行政争訟

判例解説 千四百頁 ¥1,100

東京都千代田区飯田橋二丁目九番三号  
郵便番号102 振替東京十一元五番

酒井書店

# 刑事訴訟の基本構造

## 訴訟対象論序説

鈴木茂嗣著 A5判/価3,500円

著者従来の刑事訴訟基礎理論研究の集大成。英米型刑事訴訟と大陸型刑事訴訟の基本構造の差異を明らかにし、両制度の影響下にあるわが刑事訴訟を精密型かつ権力抑制型だとする立場から訴訟対象論を展開する。刑事訴訟の精密型かつ権力抑制型だとする立場から訴訟対象論を展開する。刑事訴訟の精密型かつ権力抑制型だとする立場から訴訟対象論を展開する。

# 憲法と刑事訴訟法の交錯

横山晃一郎著 A5判/価2,700円

（主な内容） 刑事手続における憲法理念の展開 / デュー・プロセス裁判の意義と問題 / 人身の自由と捜査をめぐる諸問題 / 公平な裁判所の裁判 / 憲法 / 刑事手続における憲法理念の現段階

# 量刑事手続法序説

松岡正章著 A5判/価2,300円

（主な内容） 量刑事手続の構造 / 被告人の悪性 / 実取調 / 量刑事手続の発展 / 量刑事手続の現行 / 量刑事手続の将来 / 量刑事手続の現行 / 量刑事手続の将来 / 量刑事手続の現行 / 量刑事手続の将来

成文堂

振替 東京6-93491



## 刑事訴訟法の争点

# 法律学の争点シリーズ 6

M32.1  
J3  
2-6

法律学の争点シリーズ

法律学の争点シリーズ 6

印刷所 山本阿母里  
振替 東京6-93491  
株式会社有斐閣

発行所（振替東京六三三〇番）  
株式会社有斐閣

¥1,100

電話 60796-05

Printed in Japan

# ジュリスト

増刊

# 刑事訴訟法の争点

松尾浩也編



有斐閣

### 62 裁判の公開

## 庭山英雄

#### 一 基本的な問題

わが国においては、裁判の公開は被告人の権利(憲法三七条一項)のみならず、裁判所の義務(同八二条一項)とも解されている。後者はこれを「国民の権利」(平野龍一・刑事訴訟法一六五頁)と言いかえて差し支えない。刑事裁判における公開原則が被告人のみの権利か、それとも国民全体の権利かは、公開の意味内容を考えるうえに大きく影響を及ぼすとは私に考えている。

アメリカにおいては、公開原則が憲法上保障されている(修正六条)だけでなく、報道の自由の保障規定が憲法の条文の位置関係で優先している(修正一条)ゆえか、公開原則に対する理解はかなりゆるやかである。これに対し西ドイツにおいては公開原則につき裁判所構成法に規定があるのみで、憲法上の保障がないためか公開原則に対する考え方はかなり

きびしい。どちらかといえばわが憲法の公開原則はアメリカ型だと言つてよいであろう。

従来、公開とは、法廷で誰もが裁判を傍聴できることを意味していた。この傍聴者の中には報道関係者も当然に含まれるから、報道関係者が傍聴人の一人として見聞したことは報道できた。それが限界であつて、それ以上のこと(たとえばメモ、写真撮影)は裁判所の恩恵にすぎなかつた。現在の日本の実態は依然として右のようであるが、裁判と報道との関係がこれよりよいかについては多分に疑問がある。

現在行なわれている日本の公開原則は、一九世紀初頭ヨーロッパ大陸法で採用されたものに端を発する。まず大革命後のフランスがイギリスの先例に学んで、陪審制度とそれに必然的に伴う口頭・公開主義を採用し、それがドイツへも波及して採用に至つたものである。当時、

大陸法が公開主義を導入した主理由は、裁判官の恣意や強制から被告人を守り、裁判が公正に行なわれるよう国民が監視することであり、副次的な理由として、国家政策の見地から法律知識を民衆の間に広め、共同体精神・順法精神を育成強化にすることが考えられていた。

しかしあれからすでに一世紀有余、時代はすでに移り変わつていく。わが国のような民主主義に立つ政体のもとでは裁判の公開の意義も機能も変質していると思われるのが当をえた見方といえよう。

すなわち公開には大きく分けて二つの機能がある。一つは消極的機能(官憲の恣意から被告人を守る)であり、もう一つは積極的機能(裁判に対する国民の信頼を確保する)である。啓蒙的絶対主義から国民民主主義に移り変わつても、国家権力が存在する以上消極的機能に本質的変化は考えられないが、精神的機能は大きく変化を余儀なくされていると考えられる。他方、公開主義導入の当初においては報道機関の未発達という制約があつて、公開の規模も小さなものとしか考えられなかつたが、現在ではそれは国民的規模で考へるべき状況となつてきていると思われ。

公開の概念は理論的には二つに区別される。一つは直接公開であり、これは裁判を一般民衆が直接に傍聴できることを意味する。もう一つは間接公開であり、これは民衆一般に対して積極的に裁判状況を知らせることを意味する。従来、間

接公開は直接公開を前提としてのみ考えられていたが、現代の民主自由社会においては、両者は相互に独立したものと考えべきではないか。これはスイスやドイツの一部学者の主張するところであるが、同じ民主自由国家であるわが国で主張されても少しもおかしくない。

要するに国民民主主義のもとにおいては、主権者たる国民が裁判をプロにゆだねているのであるから、ゆだねられたプロはできるだけ裁判について国民に知らせなければならぬのである。言いかえれば現代日本においては、望む人に裁判を傍聴させるということだけでは足りず、積極的に国民にその状況を知らせなければならぬのである。

わが国の民衆はあまりにも裁判に対して無知である。しかしこの無知は宿命的なものではない。公開を直接公開にかぎり、見たい者にはいつでも見せるといわれても、ごく限られた人しか傍聴に行く余裕はない。裁判に関心を持ってほとんどの人は傍聴に行く暇も金もない。これは現実的に「非公開」とあまり変わらない。公開を強化するためには、間接公開を強化するのが第一である。それは一部の人のいうように「怠け者の好奇心を満足させる」手段では決してない。

世界の司法は大きく官僚司法と民衆司法との二つに分かれるが、わが国のような世界に冠たる官僚司法国家においては、国民の監視と批判という形で司法への民衆参加を強化することが、公正な

裁判の実現にとって不可欠である。そして正しい批判は正確な事実認識に基づいてのみ可能であるから、国民は事実を正確に知覚するための方法(メモ、速記、写真撮影、録音)を原則として妨げられてはならないのは当然である。

#### 二 具体的問題

裁判の公開に関してはこれまで、速記・メモ、写真・録音・ラジオ放送、テレビ放映、傍聴者の服装等、傍聴そのもの、などの許否ないし制限の問題が議論されてきているが、ここではごく最近において私の注目をひいたテレビ放映、メモの二つに絞ることとする。

(1) テレビ放映 日本の裁判所では、法廷へのカメラ持込みはきびしい制約つきで報道機関だけに認められ、録音器の持込みは全面的に禁止されている。最高裁では、裁判官の入廷後、開廷宣言をする前の三分間だけ報道カメラマンにかぎってステール写真の撮影のみが許されているが、テレビカメラ・録音器の使用は許されていない。一番きびしいのは東京地裁で、法廷どころか庁舎内へのカメラ持込みも禁止され、庁舎内での撮影は一切できない。金属探知器を使って録音器の持込みなどは厳重にチェックされている。

アメリカにおいても写真撮影禁止というものがこれまでの常識であったが、フロリダ州最高裁は一九七九年四月一二日新たな決定を下した。すなわち、同決定は法廷内でこれまで禁止されていたテレビ

カメラ、ステールカメラによる撮影やテープレコーダーによる録音を認め、去る五月一日から実施に移された。ただし担当判事が一定の基準に従つて不適当と認めるときは従来どおり禁止できる。

従来の反対理由は、カメラが法廷内に入ると秩序正しい裁判の進行が妨げられるだけでなく、裁判官、証人などの関係者に心理的に悪影響を与え、裁判の公正が保てないとするところにあつた。しかし同最高裁は法廷の実態がカメラを通して伝えられれば、裁判についてのセンセーショナルな報道が影をひそめるなど、カメラの導入は「失うところより得る方が大きい」と判示した(同じ一二日、オハイオ州最高裁も裁判所内規の一部を改正して六月一日以降一年間、法廷内へのカメラ持込みを許した。このような「開かれた裁判所」への動きは全米に拡がる気配である)。

右のフロリダ州最高裁の判示は、昭和四十六年の拙稿(後掲)で述べた趣旨とほぼ同様である。同論文を発表したとき、小田中論文(後掲)を除き、諸論者の反応は極めて冷やかであつたが、それが実は官僚司法的発想に起因しているという事実を意識していたかどうか。もし意識していなかつたとしたら、最近のアメリカの動向について勉強しなおすべきであろう。民衆刑事司法が間接公開と密接なつながりを持ちそれを内包することには先に述べたとおりだからである。わが国でも、刑事訴訟規則二二五条の文言からすれば、裁判所がテレビ放映を

(少なくとも判決手続について)許可しても、決して不当ではないことをここに再び強調しておきたい。

(2) メモ わが国の実状でテレビ放映の問題よりもっと納得できないものにメモの禁止がある。私の知るかぎり、「傍聴人規則」が法廷の入口に掲示され、「裁判長あるいは裁判官の許可なしにメモをとることをしてはならない。これに違反すれば退廷命令をうけたり制裁をうけたりすることがある」と示されている。その掲示に気づかずメモをとつていて自身身更から制止されたこともある。

メモ禁止の理由は必ずしも明らかでないが次のように考えられる。①メモをとつていことがわかると、証人など裁判関係者に心理的圧迫を加える。②メモによつて正確な裁判情報が増える。③メモをとると騒音にわたるおそれがないではない。

まず③については、廷吏が事前に注意することによつて未然に防ぐことができるとし、なによりもメモによる騒音というのは神経質にすぎよう。次に②については、メモによつた方がはるかに正確な情報が流れよう。さらに③については、もしそのとおりだとすれば、なぜ報道関係者に対してメモを許しているかについて説明がむずかしい。間接公開を重視する立場からは合理的な説明ができそうにも思われるが、先にも触れたとおり間接公開の重視は直接公開の禁止を意味しないのである。

メモをとらうとする傍聴人には、①私服の警察官、公安官、会社の人事労働関係担当職員、②労組役員、③第三者としての研究者、学生、作家、評論家、④事件の被害者、被告人の親族・友人、⑤その他、以上五種の類別が可能と思われるが、当該事件につきならかの利害関係の有するものとにかかわらず、裁判内容について正確な事実認識をすることがなげいけないのかについて納得できる理由は見出し難い(とりわけ研究者の立場でいうと、メモなしで研究論文に引用するときには、その正確度につきかなりの不安を覚える)。平野教授はつとに「裁判長は法廷の秩序を乱さないかぎり傍聴人がノートをとることを禁止できない」(前掲書一六六頁)と主張されているが正当であろう。ちなみに民事訴訟規則一条の規制は、メモには及んでいない。

#### 〔参考文献〕

- 庭山英雄「刑事裁判とテレビ放送」植松暹 慶祝賀・刑法と科学(法律稿)
- 小田中晴樹「法廷の秩序維持」井戸田侃編 判例演習別冊
- 泉山慎治「法廷における写真撮影」法律時報 四四三三三三三
- 香城敬憲「傍聴人の地位」熊谷弘ほか編 公判法大系
- 原田国男「法廷の写真撮影」同右
- 小林充「法廷写真等の制限について」平野 松尾編 実例法全集刑訴(新版)
- 千葉裕「法廷における傍聴人のメモ作成について」判例タイムズ二二八号
- (にわやま・ひでお)中京大学教授